

第3回銃砲規制のあり方に関する懇談会

1 日時

平成20年6月25日(水) 午後5時30分から午後7時30分まで

2 場所

警察庁第14会議室

3 出席者

| | | |
|----|--------|------------------------|
| 委員 | 加毛 修 | 弁護士・銀座総合法律事務所 |
| | 五代 利矢子 | 評論家 |
| | 藤原 静雄 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(座長) |
| | 前田 雅英 | 首都大学東京法科大学院教授 |
| | 山上 皓 | 東京医科歯科大学名誉教授 |

| | | |
|-----|-------|------------------|
| 警察庁 | 片桐 裕 | 生活安全局長 |
| | 井上 美昭 | 長官官房審議官(生活安全局担当) |
| | 辻 義之 | 生活環境課長 |
| | 島根 悟 | 長官官房参事官(企画担当) |
| | 大塚 尚 | 生活安全局付 |

4 配付資料

資料1 委員名簿(略)

資料2 第3回銃砲規制のあり方に関する懇談会 次第(略)

資料3 銃砲規制の厳格化のための対策に関する主な論点

資料4 参考資料

5 議事要旨

事務局から各論点について説明した後、委員からおおむね以下のような意見があった。

(1) 許可の要件と審査のあり方について

- ・ ストーカー行為を欠格要件とすることについて、規制はできる限り制限的にすべきというこれまでの考え方からすれば、警告では確定的でないとの議論もあり得るかもしれないが、銃の所持について消極的に捉えられている現在では、警告を受けたことを欠格事由としても国民の納得が得られるのではないか。
- ・ ストーカーのように恋愛感情等からではなく、近隣トラブル等からつきまといが行われ

た場合もストーカーと同様に危険であるから、このような行為についても何らかの規制をするべきである。

- ・ 欠格要件における凶悪な罪については、「銃砲刀剣類等を用いて」という要件を外してしまうと、銃砲刀剣類等を使用しない場合にはそれほどの危険性があるとは考えられないものが出てくるのではないか。
 - ・ 欠格要件における凶悪な罪について、現在の規制よりも緩くなってしまうのは不適當なので、少なくとも現行規制は維持しつつ、さらに加えて何を規制するかという視点から、特定の罪については銃砲刀剣類等を使用しないで行った場合にも欠格事由とする二本立ての規制も考えられるのではないか。
 - ・ 改正道路交通法は、取消処分後の欠格期間について、取消事由となった違反の内容に応じて段階的な差を設けているから、銃刀法においてもきめ細やかな検討を行うべきである。
 - ・ 破産を欠格要件とすることについては、破産まで行けば弁護士がつくので危険性がかなり薄くなる。むしろ、破産に至るまでの間が危険であり、そのような状態の者に銃を持たせないことが本当に必要なことではないか。破産は、構成要件上は明確だが、本当に必要な規制ができていないのではないか。
 - ・ 例えば本人にお金がなくとも家族の金で銃を購入するような場合があるので、破産ではなく、所持しようとする者の収入が低いことを欠格要件としてはどうか。世間の理解は得られるのではないか。
 - ・ どの程度まで危険性があれば行政的な規制が許容されるかについて、実証研究がなければ規制できないわけではなく、国民の納得・コンセンサスが得られるかどうかの問題である。
 - ・ 銃刀法を含めた許可制度においては、一般に、危険性が具体的に立証されない限り規制はできないという発想があるが、銃という危険物については、その特殊性から講学上の特許に近い発想を取ることとすれば、所持者の側で安全性を具体的に立証できない限りは不許可となる、という仕組みをとることも不可能ではないのではないか。
 - ・ 現在の危険性を立証できなければ規制できないという考え方は理解できるが、国民の安全安心という観点からは、未然防止に重点を置くべきである。
 - ・ 同居の親族に関する欠格事由については、銃の所持者本人に帰責性がないことに配慮する必要があり、基本的には銃の管理を厳格にすることで対処すべき問題ではないか。
- (2) 不適格者の発見と排除について
- ・ 高齢者については、自動車の運転免許証のように、許可証の返納奨励をすることも考えられるのではないか。
 - ・ 一定の年齢、例えば 80 歳以上は、一律に銃の所持を認めないこととするべきではないか。
 - ・ 高齢者については、更新期間を短縮することができないか。

- ・ 精神科、神経科の専門医がいない市町村が相当数あることを考えると、一律に専門医の診断を義務付けることは難しいのではないかとこの点については、全国的に精神保健医療体制が構築されているので、専門医の診断を受けることがそれほど困難という状況ではない。
 - ・ 道路交通法の運用面で診断書が求められる場合があるが、その際の精神医学的な手法については、警察庁と精神医学界が協力して検討してきたものがあるので、銃刀法の運用でもそれを参考にしてはどうか。
 - ・ 国民からの申出制度については、申出者が誰であるのか、猟銃所持者やその周囲の人間等にはわからないようにしなければならない。
 - ・ 現に銃砲を所持している者のみならず、所持しようとしている者についての情報も、申出制度で受け付けるべきではないか。
- (3) 猟銃及び実包の保管管理・猟銃による事故等防止について
- ・ 帳簿記載義務は、制度としては一歩前進ではあるが、将来的には、IT技術を利用して、すべての銃砲や実包の状況をリアルタイムに把握できるシステムを構築し、警察で管理するべきではないか。
 - ・ 本当に実包が手元にないと困るという場合を除き、実包を手元に保管させないこととするべきではないか。
 - ・ 猟銃所持者にとっては使い勝手が悪くなったとしても、安全になる方向での規制を課すべきではないか。
 - ・ 猟銃安全指導委員については、なり手がいるのかという疑問があるが、地域におけるよき指導者となってくれれば、うまくいけば大きな効果があるのではないか。
 - ・ 発射罪の罰則を引き上げただけでは実効性がないのではないか。それよりも、実包の保管規制や銃の所持規制等を行うことが効果的ではないか。実包については、原則として危険なものの所持を規制するという考え方は、国民から見ても認める方向にあると思うが、ただ、例外として実包が必要となる場合がどの程度あり得るかをよく検討するべき。